

令和4年12月8日
中部地方整備局
木曽川上流河川事務所

「木曽川水系イタセンパラ保護協議会 第2回域内保全部会」

を開催します。

木曽川上流河川事務所では、木曽川に生息する希少な天然記念物であるイタセンパラの保護に向け、木曽川水系イタセンパラ保護協議会 域内保全部会(以下「部会」という)にて有識者や関係機関の方々のご意見を伺い生息域の保全を進めています。

今回の部会では、「イタセンパラが生息できるワンド環境を保全するための対策及びモニタリング調査結果の報告」を主な議事としております。

1. 開催日時

令和4年12月13日(火) 10:00～(2時間程度)

2. 開催場所

じゅうろくプラザ 小会議室1(5F)

3. 議事

1. 木曽川水系イタセンパラ保護協議会 域内保全部会について
2. 木曽川中流部における保全対策
3. 地域との協働
4. 今後の予定

4. 取材・傍聴について

希少種の詳細な情報などが含まれるため、公開・撮影は、部会長の挨拶までとし、その後は退室していただきますので、事務局の指示に従ってください。

なお、部会終了後の取材は可能です。

取材及び傍聴には、事前登録が必要となります。取材をご希望の方は、別紙「取材登録書」を、傍聴をご希望の方は、別紙「傍聴申込書」をご記入のうえ、12月12日(月)15:00までに、以下の宛先までFAXまたは電子メールで送信をお願いします。

また、会場での取材及び傍聴については、人数が会場の定員に達した場合、ご参加いただけない場合があります(ご参加いただけない場合には、こちらから連絡いたします)。

当日は、会議開始5分前までには会場での受付を済ませていただきますようお願いいたします。

【取材及び傍聴時の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について】

会場では新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行います。取材及び傍聴をされる方におかれましては、受付で検温、手指消毒、マスク着用にご協力いただきます。また体温が 37.5℃以上ある方や体調が優れない方については参加をお控えいただきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大状況等に鑑み、取材及び傍聴の形式について、予告なしに変更させていただく場合もございますので、予めご了承ください。

【取材登録書・傍聴申込書送信先】

F A X 番 号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

5. 添付資料

別紙「木曽川水系イタセンパラ保護協議会 規約」のとおり

6. 配布先

岐阜県政記者クラブ、一宮日刊記者会、羽島記者クラブ

7. 問合せ先

<木曽川水系イタセンパラ保護協議会について>

国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

事業対策官 うえの よしたか 上野 好隆

調査課長 おくやま きよし 奥山 聡俊志

電話:058-251-1321(代表)

別紙「取材登録書」

「木曾川水系イタセンパラ保護協議会 第2回域内保全部会」

取材登録書

当検討会の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のためこちらの取材登録書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

送信期限 令和4年12月12日(月)15時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

(1)お名前(複数名の場合、代表者名)

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)取材人数 _____人

送信先

FAX番号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

※会場の都合上、人数が定員に達した場合、ご参加いただけない場合があります。

ご参加いただけない場合のみ、こちらから連絡いたします。

※今回、ご記入いただきました個人情報については、「木曾川水系イタセンパラ保護協議会 第2回域内保全部会」の運営以外には使用いたしません。

別紙「傍聴申込書」

「木曽川水系イタセンパラ保護協議会 第2回域内保全部会」

傍聴申込書

当委員会の傍聴をご希望される方は、事前登録のためこちらの傍聴申込書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

期限 令和4年12月12日(月)15時00分まで

1. 傍聴者

(1)お名前 _____

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)ご住所 _____

送信先

FAX番号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

※会場の都合上、人数が定員に達した場合、ご参加いただけない場合があります。

ご参加いただけない場合のみ、こちらから連絡いたします。

※今回、ご記入いただきました個人情報については、「木曽川水系イタセンパラ保護協議会 第2回域内保全部会」の運営以外には使用いたしません。

「木曾川水系イタセンパラ保護協議会」規約

(趣旨)

第1条 本会は、「木曾川水系イタセンパラ保護協議会」(以下、「協議会」という。)と称し、その組織及び運営については、この規約の定めるところによる。

(目的)

第2条 木曾川水系のイタセンパラ保護のため、学識経験者及び関係機関、地域住民が協働して密漁対策、希少種に関する啓発活動、希少種に関する環境教育、各主体による取り組みに係る意見交換、生息環境改善のための検討及びイタセンパラの野生復帰に関することなどを進めることを目的とする。

(協議会の内容)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動などを行うものとする。

- 1) イタセンパラの密漁対策
- 2) 希少種に関する啓発活動
- 3) 希少種に関する環境教育活動
- 4) イタセンパラの生息環境改善のための対策とそれに関する調査・計画の立案
- 5) イタセンパラの生息域外保全に関すること
- 6) イタセンパラの野生復帰に関すること
- 7) その他関連する事項

(協議会の構成・開催)

第4条 協議会は、会長(学識経験者)及び有識者、関係機関をもって構成するものとし、別表に定める者をもって組織する。

2. 会長は協議会で選任する。会長は会議を総括するとともに、協議会の開催にあたり委員を招集する。
3. 会長は、協議会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第5条 会長は、第3条に規定する内容について協議するため、部会を設置することができる。

2. 部会での協議内容については、第4条に規定する協議会に報告する。
3. 部会は、有識者、関係機関をもって組織するものとし、別表に定めるものをもって構成する。

4. 部会には、部会長を置くことができる。部会長は委員の互選によって選任される。なお、部会長を定めない場合は、事務局が以下の事項を実施する。
5. 部会長は会務を総括し、議長を務める。
6. 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
7. 部会長は、部会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、委員以外の出席を求めることができる。
8. 部会は、部会長の招集により開催される。

(情報公開)

第6条 協議会、部会は原則公開とする。ただし、審議内容により非公開とする。

(事務局)

第7条 協議会、部会の事務局は別表に定めるものが務める。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会、部会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮り、協議会で定めるものとする。

2. この規約の改正については、協議会で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成22年3月9日から施行する。

この規約は、平成24年4月29日一部改正する。

この規約は、平成29年12月25日一部改正する。

この規約は、平成30年 3月 5日一部改定する。

この規約は、平成31年 3月 7日一部改定する。

<別 表>

区分	所属	氏名	専門分野	協議会	生息域内保全 部会	生息域外保全 部会
有識者 ※50音 順	世界淡水魚園水族館	池谷 幸樹	飼育繁殖・普及啓発	○		○
	岐阜大学 応用生物科学部	伊藤 健吾	淡水二枚貝	○	○	
	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合 研究所 生物多様性センター	上原 一彦	保全生物	○		
	三重県 総合博物館	北村 淳一	タナゴ類	○	○	
	一宮市 尾西歴史民俗資料館	久保 禎子	普及啓発	○		
	岐阜大学 地域環境変動適応研究センター	永山 滋也	応用生態工学	○	○	
	岐阜協立大学 地域創生研究所	森 誠一	魚類	○	○	
	国立研究開発法人 土木研究所 自然共生研究 センター	森 照貴	河川生態	○	○	
	富山大学 学術研究部理学系	山崎 裕治	遺伝子	○		
関係機 関	文化庁 文化財第二課			○	○	
	愛知県 環境局 環境政策部 自然環境課			○	○	
	愛知県 県民文化局 文化芸術課 文化財室			○	○	
	愛知県 警察本部 生活安全部 生活経済課			○		
	岐阜県 環境生活部 環境企画課			○	○	○
	岐阜県 環境生活部 県民文化局 文化伝承課			○	○	
	岐阜県 警察本部 生活安全部 生活環境課			○		
	一宮市 教育委員会 一宮市博物館			○	○	
	羽島市 教育委員会 生涯学習課			○	○	
	碧南市 碧南海浜水族館			○		○
	名古屋市 東山動物園			○		○
	世界淡水魚園水族館			○		○
	岐阜県 水産研究所			○		○
	事務局	環境省 中部地方環境事務所 野生生物課			○	○*
国土交通省 中部地方整備局 河川部				○		
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川 事務所				○	○	
オブザ ーバー	愛知県 建設局 道路建設課			○	○	
	愛知県 一宮建設事務所			○	○	
	岐阜県 県土整備部 河川課			○	○	
	岐阜県 岐阜土木事務所			○	○	
	一宮市 建設部 治水課			○	○	
	羽島市 建設部 土木監理課			○	○	